

## 「高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」骨子案について

### 1. 計画の概要

#### (1) 高齢者保健福祉計画

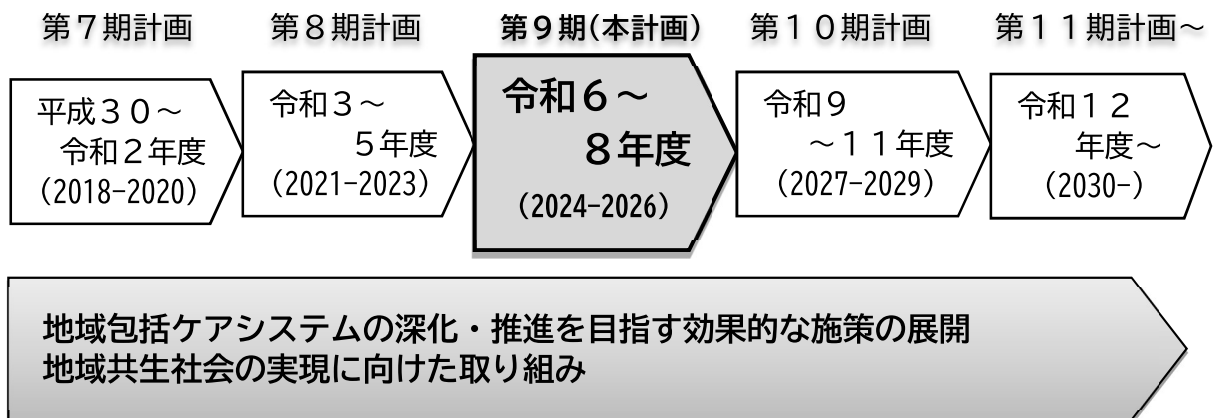
老人福祉法第20条の8に基づき、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関して市が定める計画です。

#### (2) 介護保険事業計画

介護保険法第117条に基づき、市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関して市が定める計画です。

⇒2つの計画は、一体のものとして作成するよう定められています。

#### (3) 計画期間



### 2. 計画策定の背景と計画の基本理念

日本における高齢化は進行を続けており、本市における高齢化率は令和4(2022)年に23.5%ですが、令和22(2040)年には29.7%になると推計しております。

また、一人暮らしの高齢者や高齢者世帯が増加していることや、地域社会や家族関係が希薄化するなど、高齢者を取り巻く環境が大きく変化してきております。さらに、令和22(2040)年にかけて就労可能な現役世代の減少も予測されております。

こうした中でも高齢者が住み慣れた地域でその人らしい暮らしを続けられるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を一体的に提供する、地域包括ケアシステムの推進に取り組んでいく必要があります。

また、個人や世帯が抱える課題に対して、地域住民や地域の多様な主体が、世代や分野を超えてつながり、課題を解決していく地域をともにつくる、地域共生社会の実現を目指していく必要があります。

このようなことを踏まえ、第9期計画の基本理念については、  
**「住み慣れた地域で、健やかに暮らし、やさしさを支え合うまち」**  
を掲げることとします。

この理念は、第6期計画より採用しており、本市の目指すべき方向性を示すものとしてふさわしいと考え、第9期計画においても引き続き基本理念として掲げるものです。

### 3. 施策の展開を導く流れについて

#### (1) 施策の展開を導く流れについて

次の4段階により施策を導くものとします。

**基本理念** → **市全体の現状・課題の考察** → **基本目標** → **目標実現のための施策**

※目標実現のための施策については、素案の中で提示する予定です。

#### (2) 本市における現状と課題

- ①孤立しやすい独居高齢者、高齢者世帯の増加
- ②在宅サービスへのニーズの高まり
- ③介護者の負担の増大
- ④生活支援サービス（介護保険外サービスを含む）の担い手の不足
- ⑤認知症高齢者の増加と適切な理解の必要性
- ⑥介護人材の不足
- ⑦介護給付費（社会保障費）の増大

#### (3) 基本目標

**基本目標1 自分に合った生活場所と介護サービスの充実**

**基本目標2 安定した日常生活のサポート**

**基本目標3 いつまでも元気に暮らせる健康づくり**

**基本目標4 地域で支え合う仕組みの拡大**

この4項目の基本目標については、昨年度実施した高齢者等実態調査の結果から見えてきた本市における現状と課題を踏まえ、第8期計画と同様のものといたします。なお、これらの基本目標については、第7期計画から採用しております。

### 4. 第9期計画策定にあたり国が示す基本指針について

国は、第9期計画の策定に係る基本指針を示すこととしています。今後、8月頃に基本指針案を提示し、年末頃に基本指針を告示する予定とのこととあります。現時点では、

「第9期計画に関する基本的な考え方」が示されています。

（1）第9期計画の基本指針に係る背景

第9期計画の計画期間中に、団塊の世代が75歳以上となる2025年を迎えることに加え、高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口の急減が見込まれています。

さらに、中長期的な人口動態や介護ニーズの見込等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標について優先順位を検討した上で、介護保険事業計画を定めることが重要となります。

（2）第9期計画の基本指針（案）の基本的な考え方

- ①地域ごとの高齢化の進行速度や介護ニーズの動向を踏まえたうえで、  
介護サービス基盤を整備すること、
- ②地域の実情に応じて、地域包括ケアシステムを推進すること、
- ③地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保及び介護現場の生産性の向上